

別紙「資格要件」

(児童指導員の資格)

静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第 21 条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 市長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 3 年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

2 前項第 1 号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。